

報道関係者 各位

令和4年10月18日

【照会先】

長崎労働局 労働基準部 監督課

監督課長 中里 晋

過重労働特別監督監理官 本田 邦浩

(直通電話) 095(801)0030

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

長崎労働局（局長 ^{こじょう ひでき} 小城 英樹）では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について県民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、県民への周知・啓発を目的に、長崎県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、土曜日に過重労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」等を行います。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組概要】

1 県民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、以下の日程でシンポジウムを開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

日時：11月30日（水）18時30分～20時30分

場所：長崎県勤労福祉会館4階第2・3会議室（長崎市桜町9-6）

[参加申込方法] 事前に下記ホームページからお申込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

- ・ポスターの掲示などによる県民に向けた周知・啓発の実施

県民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン（詳細は別紙や下記の特設ページを参照ください。）

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html

「過重労働解消キャンペーン」概要

1 労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、長崎労働局長名による協力要請を行います。

2 長崎労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

長崎労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例を、ホームページなどを通じて地域に紹介します。

3 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

4 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日を設定します

11月1日(火)から11月5日(土)(11月3日(木)を除く。)を過重労働相談受付集中週間とし、長崎労働局及び県内の労働基準監督署の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています(11月5日は、下記過重労働解消相談ダイヤルにより対応)。また、11月5日(土)を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

電話番号：0120-794-713なくしましょう 長い残業(フリーダイヤル)

実施日時：令和4年11月5日(土)9:00~17:00

労働基準監督官が相談に対応します。

《労働条件相談ほっとライン【委託事業】》

電話番号：0120-811-610

実施日時：令和4年11月5日(土)9:00~21:00

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。(詳細は下記HPをご覧ください。)

[専用ホームページ] <https://kajyu-kaisyou-zenki ren.com/>